

1. 投稿者の資格

- 1) 投稿者は長崎県看護協会会員であること。但し、編集委員会から依頼された原稿についてはこの限りでない。共同研究者は非会員も可とする。また投稿原稿に記名できる。

2. 投稿原稿の種類と内容

- 1) 看護に関する論文で、他出版物に未発表、未投稿に限る。
- 2) 原稿の種類及び内容は表 1 のとおりである。投稿者は投稿時に原稿の種類を選択し申告する。

表 1

①総説	●特定の問題に関する文献を集めて分析検討した論文。看護学に係る特定のテーマについて多面的・包括的考察を行い、テーマの総括及び見解に独創性があり、看護学の発展に有用なもの。
②原著論文	●学術上及び技術上価値ある新しい研究成果を記述した論文。独創的な研究の視点、新しい看護の知見があり、確かな方法と論理的な内容に基づく看護学の発展に意義のあるもの。
③研究報告	●学術上及び技術上価値ある新しい研究成果で、原著論文ほどまとまった形ではないが、これだけでも早く発表する価値のある論文。研究結果の意義が明らかであり、看護学の発展に寄与することが認められるもの。
④実践報告 (事例報告を含む)	●技術的な問題についての実践報告で、その成果が技術的有用性に大きな波及効果が期待できる記事。
⑤資料	●看護学の発展に有用な関連情報を提供する論文等で掲載する意義のあるもの。また資料的価値が高いもの。
⑥その他	●前①～⑤の種類に該当しないが、看護学に関する見解等で編集委員会が適当と認めたもの。

3. 倫理的配慮

- 1) 人体を対象とした研究では、ヘルシンキ宣言の科学的及び倫理的規範に準ずる。被検者には研究内容について予め理解できる言葉で十分に説明し、自由意思に基づく同意（インフォームドコンセント）が必要である。我が国の「疫学研究に関する倫理指針」に則ることはもとより、所属施設の倫理委員会またはこれに準ずるものの承認を必要とする。
- 2) 調査研究などについては「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（疫学研究を含む。）（平成 26 年 12 月 22 日、文部科学省、厚生労働省（平成 29 年 2 月 28 日一部改正）」に則るか、これに準じた施設内基準を満たしていること。
- 3) 個人を対象とする研究に関しては、対象者の人権に配慮するとともに、研究の実施にあたって講じられた倫理的配慮について本文中に明記されていること。

4. 投稿手続

- 1) 原稿は、封筒の表に「長崎県看護学会誌原稿」と朱書し、下記に書留郵送する。

宛先： 〒854 - 0072 諫早市永昌町 23-6

長崎県看護協会学会誌編集委員会

問合せ先： TEL(0957)49 - 8050 FAX(0957)49 - 8056

- 2) 原稿には表紙を付け、表紙の上半分には表題、英文表題、投稿者名（ローマ字も可）、投稿者の所属機関名と住所（郵便番号、電話、FAX、E-mail などを含む）、図表及び写真等の数を書き、キーワードを日本語・英語でそれぞれ 5 語以内記載する。表紙の下半分に希望する原稿の種類、別刷必要部数、編集委員会への連絡事項及び連絡者（筆頭投稿者）の住所、氏名などを付記すること。
- 3) 400 字程度の和文抄録をつけること。また、原著には 250 語前後の英文抄録をつけること。この場合はダブルスペースで入力すること。
- 4) 「投稿原稿チェックリスト」を用いて原稿の点検確認を行い、原稿に添付する。
- 5) 原稿は 3 部（原文 1 部、コピー 2 部）を送付する。但しコピー 2 部は査読に使用するため、投稿者が特定される可能性のある内容（氏名、所属、謝辞、倫理委員会名など）を削除しておく。
- 6) 学会発表したものは最後に「本研究の要旨は、第〇回〇〇学会で発表した」と記載。

5.投稿原稿の受付及び採否

- 1) 原稿の受付は年 1 回とする。募集については年度当初に看護協会より文書で通知する。HP にも掲載する。
- 2) 学会事務局に到着した日を原稿受付日として誌上に明記する。なお著しく執筆要領を逸脱したものは一旦返却し、形式が整った時点を受付日とする。受理した原稿は原則として返却しない。
- 3) 原稿の採否は、査読を経て編集委員会において決定する。
- 4) 編集委員会の判定により、原稿の修正及び原稿の種類の変更を投稿者に求めることがある。その際は、指摘された事項についてどのように修正したかの回答を査読結果に対する回答書に記入し、修正個所のページ数および行数を明示し、指定された期日までに提出する。

6.採用決定後の原稿提出

- 1) 投稿者は、採用決定通知があり次第、速やかに修正を済ませた最終原稿と原稿を保存した電子媒体を、長崎県看護協会学会誌編集委員会あてに送付する。
- 2) 最終原稿の作成にあたっては、原稿執筆要領に従ってデータを電子媒体に入力し提出すること。

7.原稿執筆要領

- 1) 原稿は表紙、要旨（原著の場合は英文抄録もいれる）、本文、表、図、写真の順にまとめる。
- 2) 原稿本文は、目的、方法、結果、考察、結論、引用文献の順序で記述する。
- 3) 投稿原稿の 1 編は本文、表、図、写真を含めて表 2 の枚数以内とする。

表 2

① 総説 12 枚 (12,000 字)	④ 実践報告 12 枚 (12,000 字)
② 原著論文 16 枚 (16,000 字)	⑤ 資料 12 枚 (12,000 字)
③ 研究報告 16 枚 (16,000 字)	⑥ その他 6 枚 (6,000 字)

- 4) 原稿の作成は電子媒体にデータを入力し、提出すること。A4 判用紙に横書きで一段組みとし、1 行の文字数 40 字、1 ページの行数を 25 行（1 ページ約 1,000 字）横書きとする。適切な行間をあける。（表 3 参照）

表 3

①欧文、数字、小数点及び斜線 (/) は半角を使用すること。カタカナは全角。
②句読点はピリオド (.) とコンマ (,) を使用すること。
③原則として1ファイル1論文のみの入力とすること。
④データ入力には、電子媒体を使用すること。
⑤電子媒体には、氏名、受理番号、入力機種、システム名、Version 等を明記すること。

5) 外来語、外国人名、地名、薬品名は言語のまま用い、外来語で一般に日本語化しているものは、カタカナを用いてもよい。

6) 数字はアラビア数字を用いる。

7) 数量の記号は、cm、mm、 μ m、nm、l、Dl、ml、kg、g、mg、ug、ng、hr、 $^{\circ}$ C、%、min などを用いる。符号の後に点はつけない。

8) 本文はワードで作成し、図表はワード、エクセルまたはパワーポイントで作成する。

9) 図表等は白黒印刷でも判別できるものであること。

10) 図表および写真は、一つずつA4用紙に配置し、それぞれに通し番号をつけて図1、表1、写真1などとする。

11) 図表は、原稿本文とは別にまとめて巻末に添えること。図表を原稿に挿入する個所は原稿の右側欄外に図表番号を朱書きする。

12) 文献記載様式

(1) 文献は本文の該当個所の右上に1)、1)~4)など番号で示し、原稿本文の最後一括して番号順に記載する。

(2) 記載様式は表4の例示のとおりとする。

(3) 文献の共著者名が4名以上の場合は3名までをあげ、〇〇他とする。アルファベット順に列記する。

表 4

①雑誌の場合	著者名：表題名,雑誌名,巻(号),始頁-終頁,発行年(西暦) 例 1)長崎太郎,長崎花子,諫早春子他:看護研修制度の実態,長崎県看護学会誌,2(1),p32 - p38,1998
②単行本の場合	編著者名：書名(版),頁,発行所,発行年次(西暦) 例 2) 松下博宣:看護経営学,p20 - p30,日本看護協会出版会,2001
③訳本の場合	原著者名：書名(版),発行年次,訳者名,書名,頁,発行所,発行年次(西暦) 例 3) Kimura,H:An approach to the study of pressure sore,In:Suzuki,H,et al. (Eds):Clinical Nursing Intervention,p36-p265,Nihon Academic Press,New York,1996
④電子文献の場合	著者：タイトル,入手日,アドレス 例 4) ABC看護学会:ABC看護学会投稿マニュアル2003-1-23 http://www.abc.org/journal/manual.html

13) 統計の記載法

(1) 記述統計では代表値（平均値や中央値など）、散布度（標準偏差や四分領域など）を記載する。

(2) 推測統計（例えば、 t 検定、 F 検定、 χ^2 検定）を報告する場合は、検定統計量について得られた検定量・値、自由度、得られた値に関する危険率や棄却率を記載する。

例 t 検定 $t(60) = 1.99, p < .05$

(自由度) t 値 棄却率

χ^2 検定 $\chi^2(4, N = 90) = 10.51, p < .05$

(自由度、サンプル数) χ^2 値 棄却率

有意でない場合の統計値（ t 値、 F 値等）についても明示することが望ましい。

(3) 英文字で表わされている統計用語はイタリックで表示する。

(4) 検定方法選択の理由を明記する。

例 ○○群と□□群の A 得点の平均値の差の検定をするため t 検定を用いた

(5) 表中の数字は小数点の位置をそろえる

8.著作権・版權

1) 学会誌に記載された論文の著作権・版權は、長崎県看護協会看護学会に帰属する。

9.投稿者校正

1) 最終的に編集委員会に受理された投稿原稿については、投稿者校正を 1 回行う。但し、校正は訂正程度とし加筆は原則として認めない。

2) 再校は編集委員会において行う。

10.著者が負担すべき費用

1) 別刷に要した費用はすべて投稿者負担とする。

2) その他 図表など、印刷上特別な費用を必要とした場合は投稿者負担とする。

11.その他

1) 本規程の改正または廃止をしようとする時は「長崎県看護協会学会誌編集委員会要綱」に規定する承認手続きを必要とする。

附則

1. 本規程は、2003 年 3 月 13 日から施行する。

1. 本規程の改正は、2005 年 11 月 1 日から施行する。

1. 本規程の改正は、2007 年 10 月 30 日から施行する。

1. 本規程の改正は、2009 年 2 月 28 日から施行する。

1. 本規程の改正は、2010 年 9 月 9 日から施行する。

1. 本規程の改正は、2010 年 9 月 25 日から施行する。

1. 本規程の改正は、2017 年 7 月 19 日から施行する。